



金 沢 市 公 報

号外第16号

平成30年(2018年)6月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課)	1	○金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例 (障害福祉課) 14
○金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	2	○金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (介護保険課) 14
○金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (税 務 課)	2	○金沢市介護保険条例の一部を改正する条例 (") 16
○金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (こども政策推進課)	12	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 16
○金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (")	13	○金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業総務課) 17

条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第39号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市公民館設置条例の一部改正)

第1条 金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号)の一部を次のように改正する。
別表地区公民館の表金沢市金石町公民館の項を次のように改める。

金沢市金石町公民館	金沢市金石通町3番14号
-----------	--------------

(金沢市児童館条例の一部改正)

第2条 金沢市児童館条例(昭和39年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条の表金沢市立金石児童館の項を次のように改める。

金沢市立金石児童館	金沢市金石通町3番14号
-----------	--------------

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石本町」の次に「、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第4条 金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石本町」を「金石本町 金石通町 金石下本町 金石味噌屋町」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第40号

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第41号

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（金沢市税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第35条の7第7項から第9項までを除く。）」を加える。

第19条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「1,250,000円」を「1,350,000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第28条の2中「各号に掲げる者」の次に「のいずれかに該当する納税義務者」を加え、「それぞれ」を削り、同条ただし書中「第2号に掲げる者」の次に「に該当する納税義務者」を加え、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第30条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である」を加える。

第30条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第32条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第3項中「によ

って」を「により」に、「、雑損失」を「雑損失」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第35条の7第1項中「による申告書」の次に「(第7項及び第8項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第6項中「第37条第2項」を「第37条第4項」に改め、同条に次の3項を加える。

7 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第9項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

8 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

9 第7項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第74条を第74条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第74条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第75条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第75条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託

を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第76条第1項中「第74条第1項」を「第74条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第80条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項前段中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号中「紙巻たばこ」を「製造たばこ」に改め、同号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、「とき」を「場合に」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第74条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第76条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ

税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第76条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第77条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第78条第3項中「第74条」を「第74条の2」に改める。

第80条第1項中「第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第4条の4第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

附則第9条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第5項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同項の前に次の1項を加える。

10 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第9条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第19条中「若しくは第44項」を「、第44項若しくは第48項」に改める。

附則第20条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第9条の2第9項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第10項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第19条中「第44項」を「第43項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

第3条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第77条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第77条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 金沢市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第75条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第76条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

（金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「新条例」を「金沢市税賦課徴収条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第74条第1項」を「金沢市税賦課徴収条例第74条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第74条を第74条の2とし、第2章第4節中同条の前

に1条を加える改正規定、同条例第75条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第76条から第78条まで及び第80条第1項の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第19条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、同条例第28条の2及び第32条の2第1項の改正規定、同条例附則第4条の4第1項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）並びに同条例附則第20条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中金沢市税賦課徴収条例第76条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第18条第1項及び第3項並びに第35条の7第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第19条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）、同条例第30条の2及び第30条の5の改正規定並びに同条例附則第4条の4第1項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2第9項を同条第11項とし、同項の前に1項を加える改正規定（同条第10項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 前条第5号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例第18条第1項及び第3項並びに第35条の7第7項から第9項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年条例第37号)附則第4条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1号	第80条第1項若しくは第2項	金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第41号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年
---------	----------------	---

		改正条例」という。) 附則第5条第2項
第12条第2号	第66条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書、第116条第1項の申告書又は第117条の18第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第80条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第83条第2項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第12条第2号の項中「第66条の7第1項の申告書、第80条第1項」とあるのは、「第80条第1項」とする。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者

- が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1号	第80条第1項若しくは第2項	金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第41号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第8条第2項
第12条第2号	第66条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書、第116条第1項の申告書又は第117条の18第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限
第80条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第83条第2項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<p>第12条第1号</p>	<p>第80条第1項若しくは第2項</p>	<p>金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第41号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第2項</p>
----------------	-----------------------	---

第12条第2号	第66条の7第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書、第116条第1項の申告書又は第117条の18第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第80条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第83条第2項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

- 5 33年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第42号

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項に次の1号を加える。

- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第43号

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると本市が認める者

第17条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として本市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行

う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第29条第7号イの表及び第44条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附則第2条中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第44号

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第21条の5の18第1項」を「第21条の5の19第1項」に改め、同条第4項中「うえ」を「上」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第45号

金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第106条第4号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。))第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)」を加える。

第6条第1号中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第48条第1項中「、利用者の」を「利用者の」に改め、「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第61条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第61条の10第5項及び第61条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成29年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(改正後の金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。))第2条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修(同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。))のうち最初のものをいう。以下同じ。)」及び「、新条例第

2条第1項第3号の規定にかかわらず」を削り、「に修了した場合には、同号」を「の間は、金沢市介護保険法に基づく地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第2条第1項第3号」に、「間に修了した」を「間に主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了している」に改め、同条第2項中「新条例」を「条例」に、「間に最初の」を「間に」に、「以外」を「（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。）以外」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第46号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第47号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の72の項中「ウッドパーク新保本地区地区整備計画区域」を「ウッドパーク新保本・八日市地区地区整備計画区域」に、「金沢都市計画ウッドパーク新保本地区地区計画」を「金沢都市計画ウッドパーク新保本・八日市地区地区計画」に改める。

別表第2第72号中「ウッドパーク新保本地区地区整備計画区域」を「ウッドパーク新保本・八日市地区地区整備計画区域」に改める。

別表第3の16の項中「ウッドパーク新保本地区地区整備計画区域」を「ウッドパーク新保本・八日市地区地区整備計画区域」に、「金沢都市計画ウッドパーク新保本地区地区計画」を「金沢都市計画ウッドパーク新保本・八日市地区地区計画」に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月26日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第48号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第1号イ中「8,992ヘクタール」を「9,021ヘクタール」に改め、同号ウ中「430,300人」を「442,800人」に改め、同項第2号イ中「260ヘクタール」を「215ヘクタール」に改め、同号ウ中「9,530人」を「7,070人」に改め、同号エ中「2,540立方メートル」を「1,876立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年(2018年)6月26日 印刷
平成30年(2018年)6月26日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄